

令和元年度台風被害観光支援事業補助金（ふっこう割）交付要項

（趣旨）

第1条 茨城県は、令和元年台風第15号及び第19号により落ち込んだ旅行需要の早期回復を図るため、被災地域における旅行商品又は宿泊商品を割り引いて販売する旅行会社又は宿泊事業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関しては、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月8日観参第741号。以下「要綱」という。）、茨城県補助金等交付規則（昭和36年6月19日茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（交付の対象）

第2条 交付の対象となる事業は、茨城県内の令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用を受けた30市町に宿泊する旅行商品又は宿泊商品について、その料金を割り引いて販売を行う事業（以下「補助対象事業」という。）とし、その割引額は補助金の額とする。

2 交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業であることを明らかにするため、本来の価格及び補助を受けた後の販売価格と併せ、補助金額を明示するものとする。

3 補助事業者は、次の各号に掲げる者のうち、茨城県と茨城県が補助金交付の事務の一部を委託した茨城県ふっこう割事務局（以下「事務局」という。）が協議の上、選定した者とする。

ただし、日本国内金融機関の口座を持つ者又は日本国内金融機関の口座を持つ者に補助金受領の事務を委任した者に限る。

（1）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた者。

（2）海外で旅行業を営む法人（※ここでいう「旅行業」とは、造成・販売を目的として、運送機関・宿泊機関などを組み込んで「企画、仕入れ、提案、値付け」する営業実態を持つ者を言う）。

（3）前号に該当しないOTA（Online Travel Agent）であり、日本国内における販売及び送客において相応の実績を持つと認められる者。

（4）旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う者を除く。

4 補助の対象となる旅行商品及び宿泊商品は、交付決定を受けた日から知事が別に定める日までに宿泊を行うものとする。

5 第1項に定める補助対象事業の中で、次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除く。

（1）催行の実現性が低いと判断されるもの

（2）その他知事が不相当と認めるもの

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 交付申請書に添付する書類については次のとおりとする。

- (1) 誓約書
- (2) 補助金算出シート(様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定額の通知)

第5条 知事は、第4条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、速やかに補助事業者に交付決定通知書(様式第3号)による通知を行うものとする。

(申請の取り下げ期間)

第6条 規則第8条第1項の規定による申請の取り下げの期限は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(申請内容の変更)

第7条 交付決定額通知後に、次に掲げる事由により補助事業者が申請の内容を変更しようとする場合は、変更申請書(様式第4号)を事務局に提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助目的に変更をもたらす、事業の実施内容の変更
- (2) 補助金の事業の補助対象経費の30パーセントを超える増減

2 変更申請書に添付する書類については次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(様式第5号)
- (2) 補助金算出シート(様式第2号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、第1項に規定する承認をしたときは、補助金の交付決定額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(様式第7号)により通知を行うものとする。

(補助事業の中止等)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその理由を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難になったときは速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、実績報告書(様式第8号)を当該事業の完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、事務局に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 実績書(様式第9号)
- (2) 実績内訳シート(様式第10号)
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 前2項に定める場合のほか、補助事業者は県又は事務局からの求めに応じ、事業の実績を示す書類及びその他知事が必要と認める書類を事務局に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条に定める補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条に定める通知を受けた補助事業者は、請求書(様式第12号)を事務局に提出することとする。

(概算払い)

第12条 知事は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助対象事業における概算払請求日までの割引総額を限度として、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第13号)に次の書類を添付して知事に提出するものとする。

- (1) 実績書(様式第9号)
- (2) 実績内訳シート(様式第10号)
- (3) 宿泊及び旅行実績が証明できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第13条 補助事業者は、補助対象事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 補助事業者は、前号の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(不正利用の防止について)

第14条 補助事業者は不正利用防止のために、不正利用を排除するための措置を講じなければならない。

附 則

この要項は、令和元年12月17日から施行する。

別表

販売商品	割引前の販売価格（税込） （1人1泊当たり）	補助金額 （1人1泊当たり）	上限額 （1商品1人当たり）
旅行商品	6,000円以上10,000円未満	3,000円	【日本人旅行者】 15,000円 【外国人旅行者】 50,000円
	10,000円以上	5,000円	
宿泊商品	6,000円以上10,000円未満	3,000円	
	10,000円以上	5,000円	

- (備考) 1 2泊以上の宿泊を伴う旅行商品における「割引前の販売価格」の適用については、当該割引前の販売価格を宿泊数で除して、1人1泊当たりの割引前の販売価格を算出し、これを適用する。
- 2 宿泊商品における「割引前の販売価格」の適用において、1人当たりの室料を定めずに1室当たりの室料のみが定められている場合は、当該室料を宿泊人数で除して、1人1泊当たりの割引前の販売価格を算出し、これを適用する。